

1 昭和八年二月 小学校舎増築建議書

小学校舎増築建議書

綾瀬尋常高等小学校々舎ハ過年児童ノ増加ニ
伴ヒ教室ニ狹隘ヲ告ケ、今ヤ講堂ニ二学級ヲ収
容シ教授スルノ止ムナキニ至リ其教授訓練ニ
支障ノ点尠カラス、本村ノ教育上誠ニ遺憾ニ堪
ヘス、今ヤ財界ノ不況ノ折柄村費ノ増加賦課徴
収ハ可成避クヘキ次第ナルモ、国民教育ノ根本
要旨ハ之ヲ等閑ニ付ス能ハス、宜シク右ノ事情
ヲ顧慮セラレ本村財政ノ緩和ヲ図リ、其様ヲ見
テ増築実現ノ計画ヲ樹立セランコトヲ
右建議有也

昭和八年二月廿八日

綾瀬村会議員

建議者 見上 義一

戸井田波五郎

紀 謙治

鈴木千代治郎

平出 栄

比留川 茂

橘川 亮

2 全国小学校教員代表者御親閲に際し下

賜の勅語の聖旨貫徹に関すること

九学第九一一号

昭和九年四月十日

学務部長

市町村長

師範学校長 殿

小学校長

全国小学校教員代表者御親閲に際し下賜

ハリタル勅語ノ趣旨貫徹方

天皇陛下畏クモ本月三日全国小学校教員代表

綾瀬村会議員

村長 峰尾文太郎殿

『全日建議書ノ通り可決』

（『綾瀬市史』4 資料編 現代 一六七頁）

矢部信太郎

小山田濱司

峰尾 景治

内藤滝次郎

望月 庄作

井上 弁吉

3 綾瀬小学校学芸会プログラム

学芸会プログラム

昭和十一年三月三日 午前九時開始

綾瀬小学校

午前之部

1 斉唱 南の風 吉岡尋一・二・三女

2 劇 虎と蟻 吉岡尋一・二・三男

3 斉唱 白虎隊 尋五男

者ヲ御親閲アラセラレ且ツ親シク優渥ナル勅
語ヲ下シ給ヘリ 聖旨深遠洵ニ恐懼感激ノ至
ニ勝ヘズ国民タルモノ 聖旨ヲ奉体シ弥々協
力一致国畏精神ヲ振作シ国本ヲ培養シ以テ皇
暉ヲ発揚シ国家ノ隆昌ヲ期セザルベカラズ
教育ニ従事スルモノ特ニ意ヲ此ニ致シ昭和九
年四月五日文部省訓令第四号ノ趣旨ヲ体シ奮
励努力益々国民道德ヲ涵養シ教育ノ徹底ヲ図
リ堅実有為ナル国民ヲ養成シテ国運ノ興隆ニ
貢献シ以テ聖旨ニ副ヒ奉ラムコトヲ期セラレ
度依命此段通牒候也
（『神奈川県教育史』資料編第3巻 七九頁）

4	劇	雀とお爺さん	早園 尋一	2 2	お話	お裁縫と衛生經濟に就て	青女	記
5	劇	姉妹	尋六女	2 3	唱歌劇	正直な木樵	本校 尋二	
6	唱歌劇	あしたはえんそく	綾北 尋一	2 4	劍舞	川中島	尋四男	
7	劇	蛸の八ちゃん 上土棚 尋一・二・三		2 5	唱歌劇	綾瀬村の小雀	本校 尋三	
8	斉唱	さくらんぼ	綾北 尋二	2 6	お伽歌劇	チューチュー小ねずみ	尋四女	
9	唱歌劇	かぐや姫	尋四男女					第一 学校ニ関スル事項 一 本運動ハ生徒児童ノ教育トシテ其ノ徹底ヲ図ルコト
1 0	唱歌劇	楽しかった一年の思い出	本校 尋一	2 7	劇	ペルリ来航の頃	尋六男女	
1 1	ハーモニカ	二宮金次郎 其他	高二男	2 8	民謡舞踊	春畑	青女	
1 2	劇	夕日に歌ふ	高二女					
1 3	斉唱 附遊戯	狸の夜廻り		4	国民精神総動員の實施に關すること			
1 4	劇	黄瀬川 対面の場	尋五男女		十二社教第五一八号			二 朝礼ノ際必ズ宮城遙拝ヲ為ス等凡ユル機會ニ於テ敬神崇祖ノ實踐的訓練ヲ為スコト
1 5	唱歌劇	めくらの子	綾北 尋三		昭和十二年十月十五日	学務部長		三 校規、校訓ヲ嚴守セシムルハ勿論校ノ内外ヲ問ハズ生徒児童ヲシテ規律節制アル生活ヲ為サシムルコト
1 6	斉唱	南京ねずみ	尋五女		市町村長殿			四 体操教練武道ノ振興ヲ図ルト共ニ修学旅行、運動會、競技會其ノ他学校ノ行事ニ関シテハ専ラ堅忍持久困苦欠乏ニ堪フルノ精神ヲ練成スルヲ旨トシテ之ヲ行フコト
1 7	寸劇	売ごえ	高一男		学校長殿			五 神社、校舍、校庭ノ清掃手入其ノ他勤
1 8	独唱	山家の雨	尋六		国民精神総動員ニ関スル件			
1 9	三部合唱	さくらさくら	高一女		国民精神総動員ニ関シテハ昭和十二年九月十日付文部内務兩次官ヨリノ通牒ニ基キ本月二日付神奈川県告諭第一号並ニ本月九日付十二地第三、九一〇号ヲ以テ及通譯置候實施計画ニ依リ夫々地方ノ実情ニ応ジ實施方御配意中ノコトトハ存ジ候得共本運動ノ趣旨ニ鑑ミ教育			
2 0	唱歌劇	大江山	早園 尋二・三					
2 1	絵画劇	フランドースの犬	尋六男					

勞奉仕ノ実践的訓練ニ一層力ヲ用フル

夫セシムルコト

(『綾瀬市史』4 資料編現代 一九五頁)

コト

(以下省略)

六 生徒児童ノ銃後ノ後援ニ就イテハ八月

(『神奈川県教育史』資料編第3巻二四一頁)

二十日付十二学第三〇四六号通牒日支

事変ニ関スル件中記第八項及第九項ノ

5 南京陥落祝賀行列の件

実践ニ当リ受持区域並ニ勞力、作業ノ分

昭和拾貳年拾貳月拾壹日 高座郡綾瀬村長

担其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ガ強化

藤沢警察署長殿

持續ヲ図ル様特ニ指導誘掖ヲ加フルコ

南京城陥落祝賀旗行列ノ件

ト

本村在郷軍人、青年団、小学校、青年学校生徒

七 生徒児童ノ学用品、運動用品、身廻品等

等各種団体ハ左記方法ニ依リ祝賀執行候条、御

ニ付周密ナル指導ヲ加ヘ質素ヲ旨トシ

了承相成度候也

無駄ヲ排除スル等消費ノ抑制ヲ図ルト

一、各種団体ハ南京城陥落戦勝ノ報ヲ聞クヤ、

共ニ貯金又ハ献金等ノ奨励ニ資スルコ

小学校庭ニ集合シ戦勝ノ式ヲ挙ゲタル上、各

ト

部落ニ引揚ゲ各神社ニ報告シ、出征兵家族ノ

八 道府県、地方実行委員会ニ於テ決定シタ

慰問ヲ為シ終ル

ル全体的実施計画中生徒児童ヲシテ実

一、右ハ引揚ノ際旗行列ヲ為シ、部落ニ引揚

行セシメ得ル事項ハ学校ニ於テ樹立ス

グルコトス

ル計画ニ必行事項トシテ取入レ実践ヲ

一、参加人員 小学生徒

千式百人

図ルコト

在郷軍人

二百人

九 教材研究ニ就イテハ時局ニ関シ發揚セ

青年団 男女

四百五十人

ラレタル日本精神ニ関スル事項ヲ精査

其他

三百五十人

探究シ之ヲ教授ノ實際ニ取入ルル様工

計

二千^マ人

6 生徒・児童の空地利用勤勞作業に関すること

ること

十四学第二、七三六号

昭和十四年六月三十日 学務部長

学校長殿

空地利用勤勞作業ニ関スル件

生徒児童ノ勤勞作業ニ付テハ曩ノ通牒ノ趣旨

ニ基キ夫々計画実施セラレ居ル処ト存ズルモ

之ガ実施ニ当リ各地方ニ散在スル空地ヲ利用

スルコトハ生産力拡充上ヨリ見ルモ適切ナル

コトト思料セラレ候ニ付テハ左記御了知ノ上

可及的之ガ利用方御配意相成度依命此段及通

牒候

記

(一) 土地ノ借用ニ関シテハ地主又ハ管理者

ト交渉シ諒解ヲ得タルモノハ直チニ着

手スルコト

(二) 直接交渉ノ困難ナル場合ハ市町村、地

方産業關係団体等ト連絡ヲ取ルコト

(三) 作物ハ栽培簡易ニシテ收穫早キモノナルコト

例ヘバ

蕎麦、粟、稗、飼料用玉蜀黍、甘藷、菜豆、

秋馬鈴薯、小松菜、三寸人参、菠薐草、ザ

ートウツケン等

(四) 右作物ノ選択並栽培上ノ注意、管理等

ニ付テハ可及的郡市町村農会等ニ付指導

ヲ受クルコト

(五) 本件土地利用ニ関シテハ県予算ノ範圍

内ニ於テ種苗代等奨励費ヲ交付セラル

ベキヲ以テ計画樹立ノ上申請スルコト

(『神奈川県教育史』資料編第3卷三三三頁)

7 「青少年学徒ニ賜ハリタル勅語」の聖

旨徹底に關すること

十四学第二五〇二号

昭和十四年七月十八日

学務部長

公私立学校長殿

青少年学徒ニ賜ハリタル 勅語ニ関スル件

標記ノ件ニ関シテハ曩ニ学校長會議ニ於テ指

示シタル所ニシテ 聖旨徹底ノ方策ニ関シ特

ニ委員會ヲ設ケテ審議シタルガ更ニ其ノ筋ヨ

リ通牒ノ次第モ有之各校ニ於テハ左記事項ヲ

実施シ以テ 聖旨奉答ノ実ヲ挙グルニ格段ノ

御配意相成度依命此段及通牒候也

追テ各校ニ於テ既ニ実施中若クハ直チニ実施

セントスル具体的実践項目ヲ来ル七月二十一

日迄ニ報告相成度

記

一 勅語ヲ謹写暗誦セシムルコト

二 機会アル毎ニ訓話ヲ行ヒ特ニ左ノ諸点ヲ

強調スルコト

1 国家隆昌ニ対スル青少年学徒ノ責任ノ

自覚喚起

2 気節廉恥ノ風尚昂揚

3 国史ノ尊重、国際認識ノ徹底

4 学徳研磨、高邁ナル識見及中正ナル思

想ノ涵養

5 尚武ノ精神ノ作興

6 質実剛健ノ氣風振励

三 毎年五月二十二日ヲ記念日トシ左記事項

ヲ実施スルコト

1 奉読式

2 男子中等学校(青年学校ヲ含ム)ニ在

リテハ御親閱記念トシテ生徒ノ分列式

ヲ举行スルコト

3 女子ノ学校及小学校ノ上級ニ於テモ成

ルベク分列式又ハ部隊行進等ヲ行フコ

ト

4 各学校ニ於テハ当日神社参拝、武道演

練、作業訓練(防空又ハ非常変災訓練

ヲ含ム)等実情ニ依リ適宜之ヲ実施ス

ルコト

四 毎月二十二日ヲ中心トシテ 聖旨徹底ノ

行事ヲ行フコト

五 前各項ノ外各校ニ於テ夫々適切ナル具体

的実践項目ヲ定メテ実施スルコト

(『神奈川県教育史』資料編第3卷三四三頁)

8 軍需用馬糧乾草の生産に協力する生徒・児童の勤労作業に関する事

十四学第二九四六号

昭和十四年七月二十一日 学務部長

学校長

青年団長

殿

馬糧乾草生産勤労作業ニ関スル件

生徒児童ノ勤労作業ニ付テハ曩ノ通牒ノ趣旨ニ基キ夫々計画実施セラレ居ル処ト存ズルモ之ガ実施ニ当リ軍需用馬糧乾草ノ生産ニ協力スルハ聖戦二年戦線ノ拡大ト農村勞力ノ減少ノ情况ヨリ見ルモ適切ナルコト、思料セラレ侯ニ付テハ左記御了知ノ上可及的之ガ実施方御配意相成度此段及通牒候

記

一 乾草ノ生産ハ系統農會之ニ当リ県農會ハ郡市農會ニ郡農會ハ町村農會ニ生産量ノ割当ヲナスモノトス

二 從テ中等學校ハ郡市農會、青年學校、小學校、青年團ハ町村農會ト連絡ヲトリ供出量ノ確保ヲ期スル

三 乾草生産ニ必要ナル技術指導ハ農會職員

之ニ当ルヲ以テ緊密ナル連絡ヲトリ遺憾ナ

キヲ期スルコト

(『神奈川県教育史』資料編第3卷三四四頁)

9 生徒・児童の勤労作業による防空壕の築造に関する事

十四学第三一九一号

昭和十四年九月八日 学務部長

学校長 殿

防空壕築造ニ関スル件

防空教育及學校防空ノ徹底ニ關シテハ本年四月二十一日附十四学第一、四四五号ヲ以テ通牒致置候処現下内外ノ情勢ニ鑑ミ軍防空ニ則シテ國民防空ノ強化充實ヲ図ルノ要極メテ緊切ナルモノ有之學校生徒児童ニ防空ヲ認識セシメ之ヲ一般家庭ニ及ボスハ極メテ有効適切ナルモノト被認候而シテ其ノ実践方法ノ一トシテ生徒児童ノ勤労作業ニ依ル防空壕ノ築造ハ最モ適當ナルモノト思料セラレ候条左記防空壕築造要領並ニ設計図参照ノ上努メテ之ガ築造方可然御配意相成度及通牒候

(『神奈川県教育史』資料編第3卷三四五頁)

10 生徒・児童の旅行制限に関する事

十五学第二四二六号

昭和十五年七月二日 学務部長

学校長 殿

生徒児童ノ旅行ニ関スル件

標記ノ件ニ關シ其筋ヨリ通牒有タル処鐵道、自動車ノ貨物運送、物資消費等ノ情勢ニ鑑ミ更ニ一段ト之ヲ強化スルノ要有之ニ付旅行ハ当分ノ間左記ニ依リ調整シ生徒ヲシテ率先時局ニ即応セシムル様御配意相成度此段依命及通牒候

記

一 単ナル見學旅行ニ非ズシテ集團勤勞、野外演習其ノ他真ニ心身ノ鍛鍊品性ノ陶冶ニ資スル旅行ニ限ル

二 日程ハ三日以内トス 但シ演習、勤勞其ノ他訓練ノ為特ニ同地ニ繼續宿營スルノ要有リト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ
(『神奈川県教育史』資料編第3卷四〇八頁)

7 前五項ニ掲グル科目ノ外高等科ニ於テハ外国語其ノ他必要ナル科目ヲ設クルコトヲ得

第五条 国民学校ニハ高等科ヲ修了シタル者ノ為ニ特修科ヲ置クコトヲ得其ノ修業年限ハ一年トス

2 特修科ヲ設置シ又ハ廃止セントスルトキハ市町村、市町村学校組合又ハ町村学校組合ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

3 特修科ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第六条 国民学校ノ教科用図書ハ文部省ニ於テ著作権ヲ有スルモノタルベシ但シ郷土ニ関スル図書、歌詞、楽譜等ニ関シ文部大臣ニ於テ別段ノ規定ヲ設ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第七条 国民学校ノ教則及編制ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第三章 就学

第八条 保護者(児童ニ対シ親權ヲ行フ者、親權ヲ行フ者ナキトキハ後見人又ハ後

見人ノ職務ヲ行フ者ヲ謂フ以下同ジ)ハ児童ノ満六歳ニ達シタル日ノ翌日以後ニ於ケル最初ノ学年ノ始ヨリ満十四歳ニ達シタル日ノ属スル学年ノ終迄之ヲ国民学校ニ就学セシムルノ義務ヲ負フ

第九条 前条ノ規定ニ依リ就学セシメラルベキ児童(学齡児童ト称ス以下同ジ)ノ瘋癲白痴又ハ不具癱疾ノ為之ヲ就学セシムルコト能ハズト認ムルトキハ市町村長ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ前条ニ規定スル保護者ノ義務ヲ免除スルコトヲ得

2 学齡児童ノ病弱又ハ發育不完全其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ依リ就学時期ニ於テ之ヲ就学セシムルコト能ハズト認ムルトキハ市町村長ハ其ノ就学ヲ猶予スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ直ニ其ノ旨地方長官ニ報告スベシ

第十条 第二十八条ノ規定ニ依リ国民学校設置ノ義務ヲ免ゼラレタル区域内ノ学齡児童ノ保護者ハ第八条ニ規定スル

保護者ノ義務ヲ免除セラレタルモノトス

第十一条 学齡児童国民学校以外ノ学校ニ於テ国民学校ノ課程ト同等以上ト認ムル課程ヲ修ムルトキハ第八条ニ規定スル保護者ノ義務ノ履行ニ関シテハ其ノ期間国民学校ニ就学スルモノト看做ス

2 前項ノ課程ノ認定ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十二条 学齡児童ヲ使用スル者ハ其ノ使用ニ依リテ児童ノ就学ヲ妨グルコトヲ得ズ

第十三条 国民学校長ハ伝染病ニ罹リ若ハ其ノ虞アル児童又ハ性行不良ニシテ他ノ児童ノ教育ニ妨アリト認ムル児童ノ国民学校ニ出席スルヲ停止スルコトヲ得

第十四条 児童ニシテ其ノ年齢就学ノ始期ニ達セザルモノハ之ヲ国民学校ニ入学セシムルコトヲ得ズ

第四章 職員

第十五条 国民学校ニハ学校長及訓導ヲ置クベシ

2 国民学校ニハ教頭、養護訓導及准訓導ヲ置クコトヲ得

第十六条 学校長及教頭ハ其ノ学校ノ訓導ノ中ヨリ之ヲ補ス

2 学校長ハ地方長官ノ命ヲ承ケ校務ヲ掌理シ所属職員ヲ監督ス

3 教頭ハ学校長ヲ輔佐シ校務ヲ掌ル

訓導及養護訓導ハ判任官ノ待遇トス但シ学校長又ハ教頭タル訓導ハ奏任官ノ待遇ト為スコトヲ得

2 訓導ハ学校長ノ命ヲ承ケ児童ノ教育ヲ掌ル

3 養護訓導ハ学校長ノ命ヲ承ケ児童ノ養護ヲ掌ル

4 准訓導ハ学校長ノ命ヲ承ケ訓導ノ職務ヲ助ク

第十八条 訓導及准訓導ハ国民学校教員免許状ヲ有スル者タルベシ

2 養護訓導ハ女子ニシテ国民学校養護訓導免許状ヲ有スルモノタルベ

シ

3 教員免許状ハ師範学校ヲ卒業シ又ハ訓導若ハ准訓導ノ検定ニ合格シタル者ニ地方長官之ヲ授与ス

4 養護訓導免許状ハ養護訓導ノ検定ニ合格シタル者ニ地方長官之ヲ授与ス

5 前二項ノ検定ヲ施行スル為道府県ニ国民学校教員検定委員会ヲ置ク

6 国民学校教員検定委員会ニ関スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

7 教員免許状及養護訓導免許状其ノ他検定ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十九条 特別ノ事情アルトキハ地方長官ハ国民学校教員免許状ヲ有セザル者ヲシテ准訓導ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第二十条 国民学校職員ハ教育上必要アリト認ムルトキハ児童ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得但シ体罰ヲ加フルコトヲ得ズ

第二十一条 国民学校教員免許状ヲ有スル者

左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ教員免許状ハ其ノ効力ヲ失フ

一 禁錮以上ノ刑ニ処セラレタルトキ

二 破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ

2 教員免許状ヲ有スル者不正ノ行為其ノ他教員タルベキ体面ヲ汚辱スルノ行為アリテ其ノ情状重シト認ムルトキハ文部大臣又ハ地方長官ニ於テ其ノ教員免許状ヲ褫奪ス

3 前二項ノ規定ハ国民学校養護訓導免許状ヲ有スル者ニ之ヲ準用ス

第二十二条 地方長官ニ於テ行ヒタル国民学校教員免許状又ハ国民学校養護訓導免許状ノ褫奪ノ処分ヲ受ケタル者其ノ処分ニ不服アルトキハ文部大臣ニ訴願スルコトヲ得

第二十三条 准訓導及第十九条ノ規定ニ依リ准訓導ノ職務ヲ行フ者ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第五章 設置

第二十四条 市町村ハ其ノ区域内ノ学齡児童

ヲ就学セシムルニ必要ナル国民学校ヲ設置スベシ

第二十五条 地方長官ハ町村ガ左ノ各号ノ一

ニ該当スルト認ムルトキハ国民学校設置ノ為其ノ町村ト他ノ市町村トノ学校組合ヲ設クベシ

一 町村ノ資力ガ国民学校ノ経費ノ負担ニ堪ヘザルトキ

二 町村ニ於テ学齡児童ノ数一国民学校ヲ構成スルニ足ラズ又ハ適度ノ通学路程内ニ於テ一国民学校ヲ構成スルニ足ルベキ数ヲ得ルコト能ハザルトキ

2 地方長官ハ市町村ノ一部ニシテ前項第二号ノ事情アルモノガ其ノ市町村ノ国民学校ニ対シ適度ノ通学路程内ニ在ラズト認ムルトキ亦前項ノ例ニ依ルベシ

3 前二項ノ規定ニ依リ地方長官ニ於テ市町村学校組合又ハ町村学校組合ヲ設ケントスルトキハ組合規約ヲ定メ關係市町村ノ意見

ヲ聞クベシ組合規約ヲ変更シ組合市町村ノ数ヲ増減シ又ハ組合ヲ解カントスルトキ亦同ジ

第二十六条 地方長官ハ一市町村ガ国民学校

ヲ設置スルニ比シ著シク優等ナル国民学校ヲ設置シ得ベシト認ムルトキハ国民学校設置ノ為市町村学校組合又ハ町村学校組合ヲ設クルコトヲ得

2 前条第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十七条 地方長官ハ町村ニ付第二十五条第一項第二号ノ事情アリト認ムルトキハ国民学校ノ設置ニ代ヘ其ノ町村ヲシテ学齡児童ノ全部又ハ一部ノ教育事務ヲ他ノ市町村、市町村学校組合又ハ町村学校組合ニ委託セシムルコトヲ得

2 地方長官ハ市町村、市町村学校組合又ハ町村学校組合ノ一部ニシテ第二十五条第一項第二号ノ事情アルモノガ其ノ市町村、市

町村学校組合又ハ町村学校組合ノ国民学校ニ対シ適度ノ通学路程内ニ在ラズト認ムルトキ亦前項ノ例ニ依ルコトヲ得

3 前二項ノ規定ニ依リ地方長官ニ於テ児童教育事務ヲ委託セシメ又ハ其ノ委託ヲ止メシメントスルトキハ關係市町村、市町村学校組合及町村学校組合ノ意見ヲ聞クベシ

第二十八条 地方長官ハ町村ニ付第二十五条第一項第二号ノ事情アルモ同項及第三十四条ノ規定ニ依ルコトヲ得ズト認ムルトキハ其ノ町村ヲシテ国民学校設置ノ義務ヲ免レシムルコトヲ得

2 地方長官ハ町村ニ付第二十五条第一項第二号ノ事情アルモ同項、第二十七条第一項及第三十四条ノ規定ニ依ルコトヲ得ズト認ムルトキハ其ノ町村ヲシテ其ノ全部又ハ一部ニ関シ国民学校設置

ノ義務ヲ免レシムルコトヲ得

3 地方長官ハ市町村、市町村学校

組合又ハ町村学校組合ノ一部ニ付第二十五条第二項又ハ第二十七條第二項ノ事情アルモ同項及第三十四条ノ規定ニ依ルコトヲ得ズト認ムルトキハ其ノ市町村、市町村学校組合又ハ町村学校組合ヲシテ其ノ一部ニ關シ国民学校設置ノ義務ヲ免レシムルコトヲ得

慈善等ノ目的ノ為特別ノ必要アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三十二条 国民学校ノ設置ニ關スル規程ハ

文部大臣ニ於テ定ムル準則ニ基キ地方長官之ヲ定ム

第七章 經費負担及授業料

第三十三条 国民学校ノ經費ハ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外市町村、市町村学校組合又ハ町村学校組合ノ負担トス児童教育事務委託ニ關スル經費ニ付亦同ジ

第三十四条 地方長官ニ於テ左ノ各号ノ一ニ該当スルト認ムルトキハ北海道地方費又ハ府県ハ町村又ハ町村学校組合ニ相当ノ補助ヲ与フベシ

第二十九条 国民学校ノ校数及位置ハ地方長官ニ於テ市町村、市町村学校組合又ハ町村学校組合ノ意見ヲ聞キ之ヲ定ムベシ

第六章 設備

第三十条 国民学校ニ於テハ校舍、校地、校具及体操場ヲ備フベシ

第三十一条 校舍、校地、校具及体操場ハ国民学校ノ目的以外ニ之ヲ使用スルコトヲ得ズ但シ非常変災ノ場合又ハ教育、兵事、産業、衛生、

ノ学校組合費ノ分担ニ堪ヘザルトキ

三 町村又ハ町村学校組合ノ資力ガ児童教育事務委託ニ關スル經費ノ負担ニ堪ヘザルトキ

2 地方長官前項ノ規定ニ依ル認定ヲ為サントスルトキハ北海道参事会又ハ府県参事会ノ意見ヲ聞クベシ

第三十五条 訓導、養護訓導及准訓導ノ檢定並ニ国民学校教員免許狀及国民学校養護訓導免許狀ニ關スル經費ハ北海道地方費又ハ府県ノ負担トス

第三十六条 国民学校ニ於テハ授業料ヲ徴收スルコトヲ得ズ但シ特修科ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

2 特別ノ事情アルトキハ地方長官ノ認可ヲ受ケ国民学校ニ於テ授業料ヲ徴收スルコトヲ得

3 授業料ハ市町村、市町村学校組合又ハ町村学校組合ノ収入トス

4 授業料ニ関スル規程ハ文部大臣
之ヲ定ム

第八章 管理及監督

第三十七条 市町村長、市町村学校組合管理

者又ハ町村学校組合管理者ハ市
町村、市町村学校組合又ハ町村
学校組合ニ属スル国ノ国民学校

ニ関スル教育事務ヲ管掌シ国民

学校ヲ管理ス

第三十八条 市町村、市町村学校組合及町村

学校組合ハ国民学校ニ関スル教
育事務ノ為市制第八十三条若ハ
町村制第六十九条ノ規定又ハ其

ノ準用規定ニ依リ学務委員ヲ置
クベシ此ノ場合ニ於テハ市町村

会、市町村学校組合会又ハ町村
学校組合会ノ議決ニ依ルコトヲ
要セズ

2 学務委員ニハ国民学校職員ヲ加
フベシ

3 委員中国民学校職員ヨリ出ヅル
者ハ市町村長、市町村学校組合

管理者又ハ町村学校組合管理者
之ヲ任免ス

第三十九条 学務委員ノ職務其ノ他ニ関スル

規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第四十条 国民学校職員ノ執行スル国ノ国

民学校ニ関スル教育事務ハ地方
長官之ヲ監督ス

第九章 雜則

第四十一条 町村組合ニシテ其ノ町村ノ事務

ノ全部又ハ役場事務ヲ共同処理
スルモノハ之ヲ一町村、其ノ組
合吏員ハ之ヲ町村吏員、其ノ組
合会ハ之ヲ町村会ト看做ス

第四十二条 町村制ヲ施行セザル地域ニ於テ

ハ本令中町村、町村組合、町村
吏員、町村組合吏員、町村会及
町村組合会ニ関スル規定ハ其ノ
地域ニ於ケル此等ニ準ズベキモ

ノニ之ヲ適用ス

2 第三十八条第一項中町村制第六
十九条トアルハ前項ノ地域ニ於
テハ北海道一級町村制第一条又

ハ北海道二級町村制第七十二条
トス

3 第一項ノ地域ニ於テ本令ニ依リ難

キ事項ニ関シテハ文部大臣ノ定
ムル所ニ依ル

第四十三条 市町村ハ其ノ負担ヲ以テ国民学
校ニ類スル各種学校ヲ設置スル

コトヲ得

2 市町村又ハ町村ハ其ノ協議ニ依
リ市町村学校組合又ハ町村学校
組合ヲ設ケ国民学校ニ類スル各
種学校ヲ設置スルコトヲ得

第四十四条 前条ノ国民学校ニ類スル各種学

校ノ設置及廃止ハ地方長官ノ認
可ヲ受クベシ

2 国民学校ニ類スル各種学校ニ関
スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第四十五条 国民学校ニ非ザル学校ハ国民学

校ト称スルコトヲ得ズ但シ官立
又ハ道府県立ノ学校ニ於テ国民
学校ノ課程ニ相当スル課程ヲ履
修セシムル部分ニ関シテハ此ノ

限ニ在ラズ

附 則

第四十六条 本令ハ昭和十六年四月一日ヨリ

之ヲ施行ス但シ昭和六年四月一日以前ニ出生シタル児童ヲ就学セシムベキ期間ニ付テハ第八条ノ規定ニ拘ラズ仍従前ノ例ニ依ル

第四十七条 市町村立小学校長及教員名称及

待遇、市制町村制ヲ施行セサル地方ノ小学教育規程及明治二十七年勅令第十一号ハ之ヲ廃止ス

第四十八条 本令施行ノ際現ニ存スル市町村

立ノ尋常小学校、高等小学校及尋常高等小学校ハ夫々本令ニ依ル初等科ノミヲ置ク国民学校、高等科ノミヲ置ク国民学校並ニ初等科及高等科ヲ置ク国民学校トス

第四十九条 本令施行ノ際現ニ存スル市町村

立ノ高等小学校及尋常高等小学校
校高等科ノ第三学年ハ本令ニ依

ル特修科トス

第五十条

尋常小学校ヲ卒業シタル者、高等小学校第一学年ヲ修了シタル者及修業年限二箇年ノ高等小学校ヲ卒業シ又ハ修業年限三箇年ノ高等小学校第二学年ヲ修了シタル者ハ夫々之ヲ国民学校初等科ヲ修了シタル者、国民学校高等科第一学年ヲ修了シタル者及国民学校高等科ヲ修了シタル者ト看做ス

第五十一条 本令施行ノ際現ニ存スル小学校

令第十四条第二項ノ規定又ハ其ノ準用規定ニ依リ設ケタル市町村学校組合及町村学校組合ハ之ヲ本令ニ依リ設ケタルモノト看做ス

第五十二条 本令施行ノ際現ニ存スル私立小

学校ハ之ヲ私立学校令ニ依リ設立セラレタルモノト看做ス

2 本令施行ノ際現ニ学齡児童ガ前

項ノ学校ニシテ其ノ課程ニ付第

十一条ノ規定ニ依ル認定ナキモ

ノニ就学スルトキハ第八条ニ規定スル保護者ノ義務ノ履行ニ關シテハ其ノ期間国民学校ニ就学スルモノト看做ス

第五十三条 本令施行ノ際現ニ存スル小学校

ニ類スル各種学校ニシテ私人ノ費用ヲ以テ設置セルモノハ之ヲ私立学校令ニ依リ設立セラレタルモノト看做ス

第五十四条 本令施行前ニ授与シタル小学校

教員免許狀ハ之ヲ第十八条第三項ノ規定ニ依リ授与シタル国民学校教員免許狀ト看做ス

第五十五条 本令施行ノ際現ニ奏任官ノ待遇

ヲ受クル市町村立小学校長ヲ兼ねシメラレタル市町村立小学校訓導ノ職ニ在ル者別ニ辞令ヲ發セラレザルトキハ国民学校訓導ニ同待遇俸給ヲ以テ任ゼラレタルモノトス

2 本令施行ノ際現ニ市町村立小学

校訓導ノ職ニ在ル者(前項ノ規定ニ該当スル者ヲ除ク)別ニ辞令ヲ發セラレザルトキハ国民学校訓導ニ同俸給ヲ以テ任ゼラレタルモノトス

3 本令施行ノ際現ニ奏任官ノ待遇ヲ受クル市町村立小学校長ヲ兼ねシメラレタル市町村立小学校訓導ニシテ休職中ノモノ別ニ辞令ヲ發セラレザルトキハ休職ノ俸国民学校訓導ニ同待遇俸給ヲ以テ任ゼラレタルモノトシ当該休職ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル

4 本令施行ノ際現ニ市町村立小学校訓導ニシテ休職中ノモノ(前項ノ規定ニ該当スル者ヲ除ク)別ニ辞令ヲ發セラレザルトキハ休職ノ俸国民学校訓導ニ同俸給ヲ以テ任ゼラレタルモノトシ当該休職ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル

第五十六条 本令施行ノ際現ニ小学校令第四十八条第一項ノ規定ニ依リ減俸

中ノ者又ハ同条第二項ノ規定ニ依リ業務停止中ノ者ノ当該減俸又ハ業務停止ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル

2 本令施行前小学校令第四十八条ノ規定ニ依リ懲戒又ハ業務停止ノ処分ヲ為スベカリシ行為ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル

第五十七条 小学校令第五十条ノ規定ニ依ル免職若ハ業務停止又ハ免許状褫奪ノ処分ニ対スル訴願ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル

第五十八条 町村制ヲ施行セザル地域ニ於テ本令施行ノ際現ニ学務委員ノ職ニ在ル者ハ之ヲ本令ニ依ル学務委員ト看做ス

(文部科学省のホームページより)

13 学校少年団の結成に関すること

十六学第一三九四号

昭和十六年四月二十六日 学務部長

国民学校長殿

少年団結成ニ関スル件

国家内外ノ情勢ヨリ少年ノ教養訓練ノ徹底ヲ図リ国家興隆ノ根基ヲ培ヒ以テ高度国防国家体制建設ノ要請ニ即応セシムル要洵ニ切ナルモノアルニ鑑ミ今般従来ノ学校報國団、各種少年団(大日本少年団聯盟及帝國少年団協會所属等ノモノ)ヲ統合シ神奈川県青少年団ノ單位団トシテ学校少年団ヲ結成スルコト、相成タルニ付左記單位少年団準則ニ準拠シ速ニ少年団ヲ組織相成度此段依命及通牒候
追而新団則(二通)五月十日迄ニ御報告相成度

記

單位少年団準則

第一条 本団ハ市(町村)何々(国民学校ノ冠称ト同名)少年団ト称ス

第二条 本団ハ皇國ノ道ニ則リ団体的實踐鍛鍊ヲ施シ共励切磋確固不拔ノ國民的

性格ヲ鍊成シ以テ負荷ノ大任ヲ全ク
セシムルヲ目的トス

第三条 本団ハ本校職員及児童ヲ以テ之ヲ組
織ス但シ初等科第一、二学年ノ児童
ハ準団員トス

第四条 本団ハ第二条ノ目的ヲ達成スル為左
ノ五部ヲ置キ事業ヲ行フ

一 総務部

- 1 各部ノ連絡統制ニ関スル事項
- 2 各種団体トノ連絡ニ関スル事項
- 3 庶務会計ニ関スル事項

二 訓練部

- 1 教養訓練ニ関スル事項
- 2 生活指導ニ関スル事項
- 3 勤労作業ニ関スル事項
- 4 教護ニ関スル事項

三 体鍊部

- 1 身体鍛鍊ニ関スル事項
- 2 保健養護ニ関スル事項

四 学芸部

- 1 科学芸能ニ関スル事項
- 2 講演映画ニ関スル事項

3 図書雑誌ニ関スル事項
五 国防部

1 防空防諜ニ関スル事項
2 銃後奉公ニ関スル事項
第五条 本団ノ事務所ハ之ヲ何々国民学校内
ニ置ク

第六条 本団ニ左ノ役員ヲ置ク

団長
顧問 若干名

副団長 一名

審議員 若干名

部長 各部一名

分団長 若干名

班長 若干名

節七条 団長ハ校長之ニ当ル

団長ハ本団ヲ統轄ス

団長事故アル時ハ副団長其ノ職務ヲ代理ス

副団長ハ団長ノ推薦ニ依リ県青少年団長ノ

任命シタルモノ之ニ当ル

副団長ハ団長ヲ補佐シ団ノ常務ヲ掌理ス

第八条 顧問ハ団ノ功勞者並ニ少年団ニ関シ
特別ノ識見ヲ有スル者ノ中ヨリ団長之ヲ委

嘱ス

顧問ハ団ノ最高機務ニ関シ団長ノ諮問ニ応
ズ

第九条 審議員ハ職員其ノ他学識経験アル者
ノ中ヨリ団長之ヲ委嘱ス

審議員ハ団則ノ改正予算決算其ノ他重要団
務ニ関シ団長ノ諮問ニ応ズ

第十条 部長ハ団長之ヲ任命ス

部長ハ団長ノ指揮ヲ受ケ其部ヲ統轄シ部務
ヲ掌理ス

第十一条 分団長及班長ハ団長之ヲ任命ス分
団長及班長ハ団長ノ命ヲ受ケ団務ヲ処理ス

第十二条 本団ハ左ノ如ク編成ス

一 高学年ヨリ低学年迄縦ニ区分シタル分
団及班

二 同一学年同学級ヲ単位トスル分団及班

三 同一地方ノ通學者又ハ同一部落ヲ単位
トセル分団及班

第十三条 本団ノ經費ハ市（町村）補助金其
ノ他ノ収入ヲ以テ之ニ充ツ

第十四条 本団ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ
始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第十五条 本団ニ左ノ簿冊ヲ備フ

- 一 団 則
- 一 役 員
- 一 団 誌
- 一 会計簿
- 一 発信受信文書綴
- 一 其ノ他

(『神奈川県教育史』資料編第3巻四七七頁)

14 神奈川県学校職員報国団の結成に關

するいふ

十六学第一八九八号

昭和十六年五月三十日 学務部長

中等学校長
青年学校長
国民学校長
各種学校長
殿

神奈川県学校職員報国団結成ニ關スル件

今般左記ノ通神奈川県学校職員報国団ヲ結成
シ各郡、市、学校ニ於ケル学校職員ヲ會員トス
ル既成諸会合ヲ発展的解消セシメ、之ヲ新組織

内ニ綜合統一一致スコトト相成候ニ付テハ貴校
職員ニ対シ、之方趣旨徹底ノ上速カニ各校組織
ヲ整備シ指導運営ニ關シ遺憾ナキヲ期セラレ
度此段依命及通牒候也

追テ本団結成ト共ニ発展的解消シタルモノ
左ノ通ニ付申添候

記

- 一 県小学校長会
- 一 郡市小学校長会
- 一 県青年学校専任教員会
- 一 横浜、川崎市教員会
- 一 郡市女教員会
- 一 小学校武道振興会
- 一 都市教育研究会
- 一 中等学校教科研究会
- 一 八紘会
- 一 神奈川県学校職員報国団結成要項
- 一 従来本県教育者間ニハ県小学校長会、都
市小学校長会、県青年学校専任教員会、
横浜川崎市教員会、郡市女教員会、小学
校武道振興会、郡市教育研究会、八紘会、
中等学校教科研究会等諸種ノ会合併立シ

テ各会ハ夫々独自ノ活動ヲ為シ其ノ間連
絡統制ヲ欠キ其ノ任務事業ニ於テ重複ス
ルトコロ尠カラズ且ツ教員ハ其ノ二、三
ノ会ニ所属シ為メニ経費等ニ於テモ過
重負担ヲ免ルベカラザルノ憾ミアリ依テ
之等ノ会合ヲ整理統合シ一貫セル指導理
念ノ下ニ統一アリ強力ナル一元的活動
ヲ為サシムルモノナリ

二 最近教育者間ニハ教育奉公ノ氣運特ニ著
シク曩ニハ前学年度来ニ於ケル中、青、小学
校長会ニ於テ近クハ本学年度初頭ニ於ケル
県教育会評議員会ニ於テ国内体制ノ刷新整
備ニ呼应スル教育翼賛体制ノ確立ヲ翹望シ
挙県一体的活動ヲナサントスルノ牢固タル
決意ヲ表明セリ仍テ茲ニ全県下ノ教職員
ヲ一団トスル報国団ヲ組織シ之ガ周到適
切ナル運用ニ依リテ清新澁刺タル教育翼
賛活動ヲ指導スルト共ニ団内部ニ於テハ
常ニ常会ヲ開催シテ一円融合、渾然一体、
上意下達、下意上通ノ実ヲ挙ゲ共礪切磋
相率キテ指導者トシテ修養研鑽ニ努メ以
テ皇国民鍊成ノ教育道ニ勇往邁進セシメ

ントスルモノナリ

(『神奈川県教育史』資料編第3巻四八七頁)

15 中等学校生徒・国民学校上級生の

食糧増産施設への労力補給に関する事

十六農政第四一八一号

昭和十六年十月二十八日 経済部長

学務部長

国民学校長

男子中等学校長

殿

食糧増産施設ニ関シ労力補給ノ件

現下食糧事情ニ鑑ミ食糧確保ノ見地ヨリ桑園
茶園果樹園等ノ一部整理ニ依リ麦及蔬菜ノ作
付ヲ行フコトト相成リ候処各種事情ノ為目下
農村ニ於ケル労力ハ極度ニ不足ヲ生ジ農家ノ
自給労力ヲ以テハ所期ノ整理不可能ト被認候
条今般農林省ヨリ割当ラレタル整理桑園ノ少
クトモ五割程度ハ之ヲ中等学校及国民学校上
級生ノ動員ニ依リ急速ニ拔根シ時期ヲ失セズ
作付セシメ度候条左記各項御留意ノ上之ガ実
施ニ付万遺憾ナキヲ期セラレ度此段及通牒候

也

記

一 出動員数、出動先、出動期間等ニ付近ク

郡市町村農会ヨリ協議ヲ遂ゲル見込

二 生徒ノ動員ハ勤勞奉仕トシ可及的旅費ヲ

要セザル地域ニ於テ行フコト

三 生徒ニ付テハ体格技能ニ応ジ適當ニ人員

ヲ決定スルコト

(『神奈川県教育史』資料編第3巻五〇四頁)

16 児童・生徒の不急不要な服装・学用

品等の廃止・節約に関する事

十七学第四七六号

昭和十七年三月十二日

学務部長

公私立中学校長

公私立青年学校長

国民学校長

国民学校令第十一条

ニ依ル認定学校長殿

殿

児童生徒ノ不急不要ナル服装学用品等ノ廃
止節約ニ関スル件

児童生徒ノ不急不要ナル服装学用品等ノ廃止

節約ニ関シテハ平素十分配意相成居ルコトト

存ズルモ入学等ニ際シ之等服装学用品等ヲ新

調スルノ風有之斯クテハ長期戦下ノ我ガ国家

経済確保上且又児童生徒ノ訓練上ヨリ見テ甚

ダ遺憾ニ堪ヘザル次第ニ候条爾今之ガ徹底ニ

関シテハ適切ナル指導監督ニ留意セラレ十分

其ノ成果ヲ収ムル様致度特ニ左記事項ニ付テ

ハ格段ノ配慮相成度此段及通牒候也

記

一 外套等着用ノ廃止

男子中等学校(夜間ノ学校ハ之ヲ除ク)生

徒ニ対シ温暖ノ候ヨリ適切ナル鍛錬ヲ施シ

厳寒ニ耐ヘ得ル様馴致シ養護上特別ノ必要

アル者ノ外ハ今冬ヨリ外套、襟巻、手袋類

ノ着用ヲ廃止スルコト

一 腕時計等携帯ノ禁止

児童生徒ニ対シ腕時計、懐中時計ノ携帯ヲ

禁止シ物資節約ノ国策ニ順応セシムルコト

一 服装新調ノ抑制

入学ニ際シ制服、制帽、靴等ノ新調ハ可成
避ケ現在使用ノ服装ヲ着用シ或ハ兄姉使用

ノモノヲ修補更生シテ国家經濟確保ニ協力
セシムルコト

一 一般学用品ノ節約

半紙、鉛筆、筆墨類ヲ初メ衣類、運動足袋、
靴下等一般学用品ノ濫費ヲ戒メ節約ニ努メ
利用更生ノ美風ヲ涵養スルニ努ムルコト
(『神奈川県教育史』資料編第3巻五三七頁)

17 生徒・児童参加の運動競技会開催に
関する手続のこと

十七学第四三〇号

昭和十七年四月二十一日

学務部長

学校長

市区町村長

殿

例規

生徒児童ノ運動競技試合開催ニ関スル件

生徒児童ノ参加スル運動競技会開催ニ際シテ
ハ主催者ニ於テ左記ノ通知事宛承認申請若ハ
届出相成度

記

一 県ニ承認ヲ必要トスルモノ

県下生徒児童ノ参加スル運動競技会ニシテ
参加範圍ガ三校以上ニ亘ルモノ但シ市区町
村ノ主催スルモノニシテ参加範圍ガ当該市
区町村ニ限ラレタル場合及学校ノ主催スル
運動会ノ一部トシテ近隣生徒又ハ児童ノ運
動競技ヲ行フ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

二 県へ届出ヲ必要トスルモノ

二校間ノ對抗試合(何レカノ学校ヨリ届出
ルコト)但シ練習試合ハ之ヲ含マズ

三 承認申請ニ具備スベキ事項

1 大会名称 2 主催者 3 期日 4
会場 5 参加範圍 6 参加予定人員

7 大会ニ要スル經費總額(概算)

四 参加範圍ガ二府県以上ニ亘ル地方的大会
又ハ全国的大会ハ文部省ノ承認ヲ要スルニ
付文部省ノ承認セルモノニ限り生徒ヲ参
加セシムルコトヲ得

尚二府県以上ニ亘ル国民学校大会ハ文部省
ハ之ヲ承認セズ

(『神奈川県教育史』資料編第3巻五六五頁)

18 国民学校児童の桑皮採集運動への協
力に関する事

力に関する事

十七学第七一九号

昭和十七年四月二十八日

学務部長

経済部長

国民学校校長殿

桑皮採集運動ニ対シ国民学校児童ノ協力
方ニ関スル件

国民学校児童ノ野生苧麻採集方ニ関シテハ曩
ニ御配意相煩シタル処之ガ成績ハ多大ノ効果
ヲ収メ居ル次第ナルモ更ニ今般全国養蚕業組
合聯合会及全国購買販売組合聯合会ニ依リ桑
条皮ノ採集運動ヲ全国的ニ実施スルコト相
成リタルハ国策的見地ヨリシテ極メテ緊要ナ
ルモノト存ゼラルルモ勞力不足ノ為所期ノ成
果ヲ得ルハ困難ナル実情ニ在ルニ鑑ミ之ガ勞
力補充ノ為国民学校児童ヲシテ集團勤勞作業
ニ依リ桑皮採集ニ協力致サシメタキニ付授業
上支障ヲ及ボサザル程度ニ於テ実施協力量可
然御配意相成度

追而桑皮採集並ニ取扱方法等ニ関シテハ郡市

養蚕業組合又ハ同町村支部及町村産業組合等
ト充分ナル御連絡ノ上実施上遺憾ナキ様御手
配相成度

(『神奈川県教育史』資料編第3巻五六六頁)

19 国民学校・中等学校等の夏季授業休

止期間の短縮に関する事

十七学第一四八七号

昭和十七年七月七日

学務部長

公立中学校長

国民学校長

国民学校令第十一条

ニ依ル認定学校長

殿

国民学校中等学校等ノ夏季授業休止期
間ノ取扱ニ関スル件

今般県令ヲ改正シ夏季授業休止期間ヲ県立中
等学校ニ在リテハ七月二十六日ヨリ八月二十
日迄ニ国民学校ニ在リテハ七月二十六日ヨリ
八月二十五日迄ニ短縮致シタルニ付テハ私立
学校モ同様措置セラレ度尚之ガ取扱ニ関シ左

記事項御留意相成度依命及通牒候也

記

一 夏季授業休止期間中ノ取扱ニ関シテハ本
年五月学校長会議ノ際ニ於ケル指示ニ依ル
コト

二 八月中ノ授業ハ之ヲ午前中ニ止ムルコト
国民学校ニ於ケル八月中ノ授業時数短縮ニ
関シテハ国民学校令施行細則第二十八条ニ
依ル認可ノ手續ヲ要セザルコト

三 農繁期ニ於テ相当日数授業ヲ行ハザリシ
国民学校ニ在リテハ国民学校令施行細則第
三十二条第三項ノ規定ニ依リ八月二十一日
ヨリ授業ヲ行フモ差支ナキコト

四 県立学校ニ於ケル八月分ノ授業料ハ授業
休止全月ニ及バザルモ本年度ハ之ヲ徴収セ
ザルコト

私立学校ニ在リテモ右ニ準ズルコト

(『神奈川県教育史』資料編第3巻五八〇頁)

20 学校体育行事等の実施に際し防空

上の措置に関する事

十七教第一〇四五号

昭和十七年十二月十八日 内政部長

学校長殿

例規

学校体育行事其ノ他ノ集会実施ニ際シ防
空上ノ措置ニ関スル件

曩ニ本年六月九日附十七学第一二三七号ヲ以
テ警戒警報発令下ニ於ケル運動競技試合等ノ
施行ニ関スル件通牒致シ置キタルヲ以テ既ニ
慎重御配意中ノコトト存ズルモ特ニ学校防空
ノ完璧ヲ期スル為ニ学校教職員並ニ生徒ノ体育
行事其ノ他ノ集会ニ際シテハ左記要項ニ依リ
適切ナル措置ヲ講ゼラレ国土防衛上万遺憾ナ
キヲ期セラレ度

記

学校体育行事其ノ他ノ集会実施ニ際シ
防空 上ノ措置ニ関スル要項

一 自校ノ施設ニ於テ行フ場合

自校々庭及校舎内ニ於テ多数ノ教職員、学徒ヲ集メテ体育行事其ノ他ノ集团的行事ヲ行フ場合ニ在リテハ当該学校ノ防衛計画ニ即応シ応急的措置ヲ採リ得ル如ク防護施設ノ整備及防護訓練ノ徹底ヲ期スルコト

二 他ノ施設ニ於テ行フ場合

他ノ施設ニ於テ体育行事其ノ他ノ集团的行事ヲ行フ場合ニ在リテハ其ノ会場ニ於ケル防空計画ニ即応シテ応急的措置ヲ採リ得ル如ク教職員学徒ノ協力組織並ニ訓練ノ徹底ヲ期スルコト

三 学校以外ノ主催ニ係ル行事ニ参加セシメタル場合

学校以外ノ主催ニ係ル体育行事其ノ他集团的行事ニ学徒ヲ参加セシムル場合ニ在リテハ其ノ主催者又ハ会場ニ於ケル防空計画ニ即応シ必要ニ応ジ防空上ノ措置ニ協力セシムル

四 警戒警報発令中ノ処置

(一) 警戒警報発令中ハ原則トシテ行事ヲ行ハザルコト但シ屋内行事又ハ小規模且小人数ノ集合セル屋外行事、若ハ僻陬ノ地ニ

於ケル屋外行事ハ所轄警察署長又ハ県警察部ト協議ノ上開催又ハ続行スルコトヲ得ルコト

(二) 行事ノ続行ト否トニ拘ラズ警戒警報発令アリタル時ハ予メ樹立セル防空計画ニ基キ警戒警報発令ヲ口頭ヲ以テ集会者ニ傳達セシムルト共ニ集会者ノ見易キ箇所ニ所定ノ掲示ヲ為シ且空襲警報発令アリタル場合ノ措置ニ付準備ヲ為シ置クコト

(三) 夜間ニ亘ル行事ハ之ヲ中止又ハ延期スルコト

五 空襲警報発令中及空襲時ノ処置

(一) 体育的行事其ノ他ノ集会ハ一切之ヲ行ハザルコト

(二) 行事中空襲警報発令アリタルトキハ直ニ行事ヲ中止スルト共ニ予メ樹立セル防空計画ニ基キ待避其ノ他ニ必要ナル措置ヲ講ズルコト 此際混乱、不安等ヲ生ゼシメザル様厳ニ留意シ特ニ左ノ点ヲ考慮シ措置ヲ講ズルコト

イ 待避ニ就テハ集会者ヲ分散待避セシムルニ必要ナル準備ヲナシ必要ニ応ジ

警察官、警防団員等ト協力シ待避ヲ誘導実施スルコト

ロ 集会者中附近居住者其ノ他ノ希望者ハ状況ニ依リ帰宅セシムルコト

(三) 防空要員ハ夫々所定ノ任務ニ基キ直ニ配置ニ就カシムルコト

(四) 万一会場ニ空襲ノ被害発生シタル場合ハ防空要員ハ極力之ガ防止鎮圧ニ努ムルト共ニ警察官、警防団員ト協力シ死傷者ノ救護、場内又ハ附近ニ待避セシメタル者ノ緊急避難ノ誘導等ノ措置ニモ遺憾ナキヲ期スルコト

六 其ノ他

(一) 観覧者 観覧者ノ措置ニ付テモ主催者側ニ於テ予メ防護計画ヲ樹立シ警戒警報発令アリタルトキハ之ニ基キ速ニ適切ナル処置ヲ為スコト

(二) 防空計画ニ当リテハ昭和十六年十二月十七日学校長會議ニ於テ指示セル「学校防空要領」及本年八月十一日附十七学第一四四一号学務部長通牒「学校防空ノ強

化徹底ニ関スル件」参照ノコト

(『神奈川県教育史』資料編第3巻六〇七頁)

2 1 昭和十九年八月 綾瀬村学童疎開児童

生活状況概要

諏訪国民学校疎開児童ノ生活状況概要

一、疎開日時 昭和十九年八月十三日

二、疎開場所 高座郡綾瀬村

部落名	場所	収容人員	設備
早川	長泉寺	四三	風呂二
	龍洞院		同
	青年クラブ		同
吉岡	濟運寺		風呂一
	正福寺		同
	青年クラブ		同
上土棚	蓮光寺	四三	風呂一
計			

(『綾瀬市史』4 資料編現代三一二頁より作成)

2 2 昭和十九年度体錬会実施要項(案)

一 期 日 十月二十日 金 午前九時より 雨天順延

一 目 的 戦意昂揚と心身鍛錬

一 種 目 イ 学年選定種目 個人的なもの 団体的なもの

ロ 学校全体的種目

種目	学年 男女別	全体指導者	合同練習日
大日本国民体操	初四以上男女	安藤	毎朝
騎馬戦	初五以上男	鈴木 大塚	一〇 一三
分団別徒走	初四以上男女(選)	鈴木	
五十米	来年の一年生	早川 加藤 綱島	
大行進	初五以上女	田中	七 九 一二 一四
徒手体操	初三(本)四男女	加藤	
同	初五六男女	池田重	
同	高男	池田武	
柔道	初五以上男	大塚	七 一 一 一四
剣道	同	橘川	六 九 一二
薙刀	初五以上女	比留川	六 一〇 一一 一三
綱引	職員来賓	池田武	

一 決定種目報告日 十月十日(火) 場の内外及回数も同時に

一 番組編成日 十月十三日（金）

体錬部にて放課後

一 予行演習日 十月十六日（月）

雨天十八日（水）

一 役員

会 長 学校長

総 務 井上博

進行及召集 池田武

決勝係 橘川 池田重 鈴木

出 発 係 大塚 山崎

準備係 池田武 高二男

児童係 松樹 川北 古矢

綱島 内田 宇留志

西山 加藤英 加藤ヤ

接待係 田中 佐藤 西澤

比留川

放 送 係 安藤

場 外 係 大塚善

看護係 山田 鹿島 廣田

加藤松

一 会場配置図

常磐園東側 一周百五〇米

（綾瀬市教育研究所所蔵資料より）

23 国民学校・青年学校に対する非常措置に関するいふ

十八教第二六六四号

昭和十八年十一月十九日 内政部長

市町村長

私立青年学校設立者

殿

国民学校並ニ青年学校ニ対スル非常措置ニ関スル件

今般標記ノ件ニ付其ノ筋ヨリ左記ノ通牒有之タルニ付可然措置相成度

記

一 国民学校ノ義務教育八年制ハ昭和十九年四月ヨリ実施ノ予定ナリシ処当分ノヲ延期スルコトニ内定ス

一 青年学校ニ付テハ国民学校義務教育八年制ノ実施延期ニ伴ヒ青年学校普通科ノ課程ハ引続キ当分ノ内現在ノ通之ヲ義務教育トシテ実施スルコトニ内定ス

尚青年学校教育ノ戦時非常措置ニ関シテハ別途通牒ス

(『神奈川県教育史』資料編第3巻六五九頁)

24 疎開に伴う生徒・児童の取扱いに

関すること(抄)

十八教第二八〇一号

昭和十八年十二月十四日 内政部長

中等学校長

青年学校長

国民学校長

殿

疎開ニ伴フ生徒児童ノ取扱ニ関スル件

現下ノ熾烈ナル決戦段階ニ対処シ国内防衛態勢強化ノ方針ヲ体シ疎開ノ為特ニ疎開ヲ実施スベキ区域又ハ地区トシテ指定セラレタル区域又ハ地区ヨリ其ノ他ノ地域ニ転住スル者ノ子弟ニシテ現ニ中等学校、青年学校及国民学校ニ在学スル者ノ転学ニ付テハ、生徒数、学級数、転学時期ノ制限ニ拘ラズ特別ノ取扱ヲ為スヲ適当ト認メ特ニ中等学校生徒ノ転学ニ関シテハ十一月二十二日文部省令第七十九号ヲ以テ之ガ特例ヲ認ムルノ省令公布セラレ又之ニ関スル手續ハ十一月二十七日文部省告示第八百二十六号ヲ以テ定メラレタル処尚「疎開ニ伴フ生徒児童ノ取扱ヒ措置要綱」左ノ通決定相成リ

タル趣其ノ筋ヨリ通牒有之タルニ付此段及移牒

記

疎開ニ伴フ生徒児童ノ取扱ヒ措置要綱

第一方針

国内防衛態勢ノ徹底強化ノ方針ヲ体シ疎開ノ為特ニ疎開ヲ実施スベキ区域又ハ地区トシテ指定セラレタル区域又ハ地区ヨリ其ノ他ノ地域ニ転住スル者ノ子弟ニシテ中等学校、青年学校及国民学校ニ在学スル者ノ転学ニ関シテハ此ノ際特ニ特別ノ取扱ヒヲ為シ得ルコト、シ分散疎開ノ円滑ナル遂行ニ資スルモノトス

第二措置

一 疎開ヲ実施スベキ区域又ハ地区トシテ指定セラレタル区域又ハ地区ヨリ其ノ他ノ地域ニ転住スル者ノ子弟ニシテ現ニ中等学校ニ在学スル者ノ転学ニ付テハ左ノ取扱ヒヲ行フ

(一) 原則トシテ同種学校及同種学科ニ転学セシムルモノトシ、転学先ノ学校ハ其ノ定員ニ拘ラズ当該生徒ノ転学ヲ許可スル

コト

(二) 前項ニ依リ難キ場合国民学校初等科修了程度ヲ以テ入学資格トスル中等学校ノ第二学年以下ニ在学スル生徒ニ付テハ学校及学科ノ種類並ニ時期ノ如何ヲ問ハズ之ガ転学ヲ許可スルコト

(三) 転学ヲ許可スベキ学校ニ付テハ地方長官ニ於テ本人ノ志望、居住地(転住地)、家庭ノ事情等ヲ参酌シテ之ヲ決定スルコト

二 疎開ヲ実施スベキ区域又ハ地区トシテ指定セラレタル区域又ハ地区ヨリ其ノ他ノ地域ニ転住スル者ノ子弟ニシテ現ニ青年学校及国民学校ニ在学スル者ノ転学ニ付テハ転学先ノ学校ハ其ノ定員ノ如何ニ拘ラズ之ヲ許可スベキモノトス

備考

一 大学、高等学校、専門学校、高等師範学校、女子高等師範学校、師範学校及青年学校教員養成所ノ学生生徒ニ付テハ従前通りトス
二 本要綱ニ基キ取扱ハルベキ生徒児童ハ疎開ノ為ニ転住スルコトヲ証明スルニ足ル

ベキ書類ヲ有スル者ノ子弟ニ限ルモノトス

(参照)

文部省令第七十九号 昭和十八年十一月二十二日

(略)

(『神奈川県教育史』資料編第3巻六六三頁)

25 国民学校高等科児童・中等学校低学年

生徒の勤労働員に関すること

十九教第二三三七号

昭和十九年八月十八日 内政部長

中等学校長

国民学校長

殿

国民学校高等科児童並ニ中等学校低学年生徒ノ勤労働員ニ関スル件

戦局ハ重大ナル段階ニ突入シ航空機其ノ他重要軍需品ノ増産完遂ハ目下急務中ノ急務ニシテ之ガ為七月十一日閣議ニ於テ航空機増産ニ関スル非常措置ノ件決定セラレ急速ニ之ガ実

現ヲ見ルコト、相成今後学徒ノ動員ヲ一層徹底強化シ政府並ニ県ノ割当工場ニ対シ国民学校高等科児童並ニ中等学校低学年生徒ヲ継続動員スルコト、致候条学徒勤労働員ノ趣旨ヲ

体シ学徒タルノ矜持ヲ堅持セシムルト共ニ戦力増強ニ充分ナル効率ヲ發揮セシムル様之ガ準備並ニ実施ニ万遺憾ナキヲ期セラレ度此段及通牒候

追而出動ニ関スル具体的措置要領ハ別途指示ス

(『神奈川県教育史』資料編第3巻七三六頁)

26 昭和十九年八月 疎開学童教育要綱

疎開学童教育要綱

一、日課其他色々の行事を通じて感傷的退嬰的な気分の一掃に力め、戦意を昂揚し士気を鼓舞し聖戦必勝の戦意を涵養する

二、戸外に於ける体育運動農耕其他の勤労を通して心身を鍛錬し、教育職員は日常学徒の健康と発育に細心の留意を払ふ

三、戦時下特に必要な躰訓練を徹底せしめ、

長幼の序に依る班組織等を活用して団体生活に馴れさせ、何んな事態に当面しても聊かも動することのない強い意志を育成する

四、従来の都会的教育方針を捨て、地元国民学校寮舎の実情に応じて適切な指導計画を樹て、必要に応じて教科の内容やその課程を重点的に編制し、又授業の形態や方法も劃一的な形式に捉はれることなく適時適所に教科と生活とを一体的に關聯せしめる

五、疎開地は文化施設に乏しいが清新な風土自然と国民的伝統とがあり、是れを活用して神社参拝、史蹟踏査、自然の觀察、生物の愛育、また生産勤勞に依つて質実剛健の氣風を養つて田園学舎の眞価を發揮する

六、地元民に対しては感謝の念を持ち進んで郷土行事に参加生産勤勞に奉仕等地元との親和提携の推進に努め、尙父兄との連絡を密にして父兄の不安を一掃すること

(『綾瀬市史』4 資料編 現代三二四頁)

27 学校の防空活動に關すること

二十教第一四号

昭和二十年一月二十七日 内政部長

学校長 殿

学校防空活動ニ關スル件

標記ノ件ニ關シテハ実情ニ応ジ夫々適切ナル処置ヲ講ゼラレツ、アルコトト存ズルモ最近特ニ空襲頻発ノ度ヲ加ヘツ、アル現況ニ鑑ミ愈々学徒ノ士氣昂揚ヲ図リ必勝ノ信念ヲ堅持セシムルト共ニ学校防空活動ノ完璧ヲ期シ特ニ左記事項ニ付テハ其ノ筋ヨリ通牒ノ次第モ有之予メ周到ナル準備ヲ為シ之ガ措置ニ万遺憾無キヲ期セラレ度

記

一 防空警報發令ト同時ニ校門、教室其ノ他ノ出入口ヲ速カニ開放シ特ニ防火消防活動ニ支障ナカラシムルヤウ關係防空機關トノ連絡ヲ密ニスルコト

二 夜間空襲頻発ノ現状ニ鑑ミ宿直制ヲ強化シ要スレバ学校特設防護團員タル学徒(但シ男子中等学校高学年学徒ニ限ル)ヲ教職

員ノ補佐トシテ輪番ニテ学校ニ宿直セシムル等適宜ノ措置ヲ講ズルコト

三 貯水設備及消防器具器材並ニ待避壕等ニ付尚一段ノ整備強化ヲ図ルコト

四 校舎内外ノ可燃焼物ノ整理ヲ為シ要スレバ渡廊下ヲ撤去スル等ノ方途ヲ講ズルコト

五 学校ハ建物大キク一般ニ目標トナリ易キ点ニ鑑ミ灯火管制ニ付キテハ特ニ嚴戒ヲ要スルコト

(『神奈川県教育史』資料編第3卷七八六頁)

28 決戦教育措置要綱に關すること

二十教第三九九号

昭和二十年四月十九日 内政部長

地方事務所長
学校長
市町村長
殿

決戦教育措置要綱ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ昭和二十年三月十八日別紙ノ通り閣議決定相成リタル処具体的事項ニ關シテハ追而通牒致スベキモ取敢ヘズ左記事項留

意ノ上之ガ実施ニ遺憾ナキ様期セラレ度

記

一 授業停止ノ期間ハ四月一日ヨリトアルモ

備考ニ依リ動員下命アルマデ学校ニ於ケル授業ヲ継続スルコト

二 本年度入学決定者ハ入学セシムルコト

三 授業料ニ付テハ当分ノ内従来通りノ取扱ヲナシ支障ナキコト

戦時教育令(仮称)公布後新ニ動員下命アリテ授業ヲ停止スルニ至リタルトキハ授業料ハ之ヲ徴収セザル見込ナルモ学校ノ経営維持ニ要スル経費ニ付テハ不日指示ス

(以下省略)

(『神奈川県教育史』資料編第3巻七九二頁)

29 昭和二十年五月 綾瀬町国民学校

校舎の軍事転用に関する件

昭和二十年五月十日

神奈川県高座郡綾瀬町長 鈴木 寛

神奈川県知事 藤原孝夫殿

校舎転用ニ関スル件

首題ノ件左記ノ通転用方申出有之候条可然御指令相成度意見相添ヘ此段及連絡候也

記

一、転用方申込者 護東二二〇五六部隊

一、用 途 軍宿舍用

一、使用開始予定 昭和二十年五月十五日頃

一、使用期間 未定

一、所要教室数 本校分・・・可成多数、

綾北分教場一、早園分教場一、

右ニ対スル意見

一、現在青年学校モ併置シアリ教室ニハ余裕ナシ、故ニ

一、授業ハ二部教授トスレバ(第一部午前四

時限、第二部午后四時限)

一、転用可能教室数(別紙図面参照)

イ 本校・・・八教室及講堂

ロ 綾北分教場・・・一教室

ハ 早園分教場・・・一教室

計十教室及講堂

(別紙図面は欠)

(『綾瀬市史』4 資料編現代 三二七頁)

30 学徒隊の組織編成に関する事

二十教第一〇八〇号

昭和二十年七月五日 内政部長

市長

地方事務所長 殿

各 schools 校長

学徒隊ノ組織編成ニ関スル件

戦時教育令ノ施行ニ関シテハ本月十九日付教第九六三号ヲ以テ別途通牒セル処同令第三条ニ基ク学徒隊ノ組織編成ニ関シテハ同令施行規則及右通牒ニ拠ルノ外左記諸点ニ留意ノ上速カニ結成ヲ了シ実践躬行之方運営ニ渾身ノ力ヲ致シ教育ノ成果ヲ発揚シ使命達成ニ邁進セラルル様致度此段依命通牒候

追而戦時教育令ノ施行並学徒隊結成ノ趣旨ニ関シテハ部下教職員及生徒ニ充分徹底セシメラルベク学徒隊結成ヲ了シタルトキハ組織編成表添付結成月日並ニ結成ニ伴フ行事実施状況報告セラレ度

記

第一 各 schools 学徒隊ノ組織編成ニ関スル事項

一 学徒隊ハ戦時ニ緊切ナル要務ニ挺身スルヲ目的トスル組織ナルヲ以テ之ガ組織編成ニ当リテハ直ニ要務ノ要請ニ即応シ得ルモノタラシムルコト

二 学徒隊ハ学校教育ノ外ニ組織セラルルモノニ非ズ、要務挺身ノ目的ヲ遂行シツツ戦時下緊要ナル教育ヲ行フ組織ナルヲ以テ勤勞即教育ノ要請ニ即応セシメ得ル様考慮スルコト

三 前二項ノ要請ニ即応セシムルタメ各学校ノ実情ニ即シタル組織編成ヲナスコト

四 学徒隊ノ編成ニ当リテハ徒ラニ形式主義ニ墮スルコトナク、専ラ要務挺身ト教育実践ノ要請ニ即応セシムルヲ主眼トスベク各級隊長ノ任命ニ就テモ一面各学級担任教職員編成並各級々長編成トノ調整ヲ考慮スベキモ職員間ノ均衡学業成績ノ優劣等ニ捉ハレズ真ニ隊員ヲ率ヒ率先要務ニ挺身シ戦時教育ヲ実践垂範シ得ル教職員生徒ヲ選ブベキコト、從ツテ要スレバ此際学級担任教員、級長、副級長ノ任命替フ行フモ止ムヲ得ザルコト

五 省令ニ於テハ学校学徒隊ニ副隊長ヲ置

クベキ明文規定ナキモ学徒隊組織ハ学校職員組織ト一体タラシムルヲ可トスルヲ以テ隊長ヲ直接ニ輔佐シ隊長支障アルトキ之ヲ代行スルハ当然教頭タルベキニ付之ニ副隊長ノ呼称ヲ附スルモ妨ゲナシ、将来教頭ノ人選ニハ右趣旨ヲ考慮ニ加ヘ特ニ慎重ナル配意ヲ要スベキモ事情止ムヲ得ザレバ教頭ノ外ニ副隊長ヲ設クルモ可ナルコト

六 学級単位ヲ以テスル小隊ノ隊長ハ通常学級担任職員ヲ充ツルヲ可トスルモ実情ニ応ジ生徒ヲ小隊長トスルモ妨ゲナク、又要スレバ生徒中ヨリ副小隊長ヲ命ズルモ可ナリ

七 学校学徒隊ハ教職員生徒其ノ他当該学校ニ職ヲ奉ズル総テノ者ヲ網羅スベキヲ以テ現ニ職場ニ挺身シアル教職員生徒ハ勿論、休職休学中ノ職員生徒、各級隊長ニ非ザル教職員、雇傭員ト雖モ編成ニ加フルコト、各級隊長ニ非ザル教職員等ハ隊長附トシテ編成シ学徒隊ノ活動ニ積極

的ニ力ヲ致サシムル様措置スルコト

八 各級隊長ハ専務ヲ本則トスベキモ教職員ノ現員数、其ノ他ノ事由ニヨリ之ニ扨リ難キトキハ兼務トスルモ妨ゲナシ

第二 中等学校学徒隊ノ組織編成ニ関スル事項

一 中等学校学徒隊ハ何々学校学徒隊ト称シ科学年学級ヲ単位トシテ設クル各級隊ノ呼称ハ機械科隊、第四学年中隊、第三学年中隊第一組小隊等ノ如クスルト

二 工業学校等ノ如ク学科ノ区分アルモノハ先ヅ学科別ニ隊ヲ分チ其ノ各々ニ付学年学級ヲ単位トシテ組織スルコト

三 男女両生徒ヲ有スル学校ニアリテハ先ヅ男子部、女子部ニ区分シ其ノ各々ニ付前項ニ準ズルコト

四 施行規則第一条第二項（イ）ニヨル特別ノ組織ハ真ニ必要アルモノノミ設クルコトトシ、学校防護ノタメニスル組織等ノ如キモノハ別ニ出動編成ヲ定メ置キ措置スルコト

五 隊長ニ於テ必要ト認ムルトキハ小隊ノ

モトニ班ヲ設クルコトヲ得此ノ場合班ノ

組織ハ通学区域ニ拠リ区分スルヲ可トス

ベシ

第三 青年学校学徒隊ノ組織編成ニ関スル事項

項

一 青年学校学徒隊ハ何々青年学校学徒隊

ト称シ各級隊ノ呼称ハ部落ノ区域ニヨル

モノハ部落名ヲ冠スル小隊、班トスル等

適宜ノ名称ヲ附スルコト

二 青年学校学徒隊ノ組織ハ従前ノ青少年

団組織ヲ活用スルヤウ留意シ概ネ青少年

団ノ分団区域ニ居住スル者ヲ以テ小隊ヲ

組織シ班ノ区域ヲ以テ班ヲ区分スルコト

三 小隊長、班長ノ任命ニ関シテモ従前ノ

青少年団幹部編成ヲ活用スベキモ之ガ任

命ニ当リテハ徒ラニ旧套ヲ墨守スルコト

ナク人的刷新ヲモ併セ考慮スルコト

四 青年学校学徒ニ非ズシテ青少年団員若

クハ其ノ幹部タリシ者ニシテ真ニ有為ノ

者ニ付テハ別途通牒ノ趣旨ニヨリ努メテ

之ヲ青年学校職員生徒タラシメ以テ学徒

隊員又ハ幹部タリ得シムル様措置スルコ

ト

五 男女両生徒ヲ有スルモノハ男子部、女

子部ヲ設クルコト中等学校ノ場合ニ同ジ

六 工場事業場ニ設置セラレアル私立青年

学校学徒隊ノ組織ハ其ノ実情ニ即シ寮別

或ハ職場別ニ小隊又ハ班ヲ設クルコト

第四 国民学校学徒隊ノ組織編成ニ関スル事項

項

一 国民学校学徒隊ノ組織ハ従前ノ青少年

団組織ヲ活用スベキコト青年学校ノ例ニ

拠ルベク其ノ名称ニ付テモ右ニ準ズ

二 各級隊長ノ任命ニ関シテハ上級隊長ハ

学校教職員ヲ以テ充ツルヲ可トスルモ下

級隊長ニハ従前ノ青少年団ノ幹部ヲ活用

スル如ク考慮スルコト

三 集団疎開児童及附添教職員ハ夫々一面

本属国民学校ノ学徒隊員タルモ他面疎開

先ニ於テモ一隊ヲ組織シ地元町村ノ国民

学校学徒ト同様郡ノ学徒隊ニ加ハルモノ

トス地元国民学校ニ附設セラレアルモノ

ハ当該国民学校学徒隊内ノ一隊タラシム

ルモ可ナリ

四 同一町村ニ数国民学校ノ存スルモノニ

アリテモ各学校毎ニ学徒隊ヲ組織スベク

町村ヲ単位トスル学徒隊ハ之ヲ組織セズ

別途通牒協議会ノ設置運営ニヨリ相互ノ

連絡調整ヲ図ルコト

第五 郡、市、県学徒隊ノ組織編成ニ関スル事項

事項

一 郡市青年学校学徒隊、国民学校学徒隊

ハ夫々其郡市内ノ各青年学校学徒隊、国

民学校学徒隊ヲ以テ組織シ其隊長ニハ市

ニアリテハ市長、助役又ハ教育関係部長

若クハ学校長ニ付、郡ニアリテハ地方事

務所長若ハ学校長ニ付知事之ヲ命ズ

二 郡、市、県学徒隊ノ編成ハ教育行政組

織ト表裏一体タルベキヲ以テ別ニ副隊長

ヲ設ケズ、又国民義勇隊ニ設ケラレアル

ガ如キ本部ハ之ヲ設ケザルモノトス

三 職場学徒隊ノ組織編成ニ関スル事項

通牒参照ノコト

(『神奈川県教育史』資料編第3巻八一三頁)

3 1 学校における授業を行なわない日に

関するいと

二十教第一二八三号

昭和二十年八月九日 内政部長

各学校長殿

学校ニ於ケル授業ヲ行ハザル日ニ関スル件
学校ニ於ケル「夏季授業ヲ行ハザル日」ニ関シ
テハ本年ハ之ヲ実施セズ平常通りニ教育ヲ続
行スルモノトス但シ暑氣ノ状況ニ因リテハ時、
場所等ヲ充分考慮ノ上実施セラルベク此段及
通牒候

（『神奈川県教育史』資料編第3巻八二三頁）